# 介護保険施設等に入所する一部の方の食費・居住費が
# 令和8年8月1日から変わります

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への補助（補足給付）を行っています。

**令和8年8月から、第3段階①・②に該当する方について、食費が30円～60円（日額）、一部の方を除き居住費については 100円（日額）引き上がります。**

＊食費の基準費用額についても100円（日額）引き上がります。

| | | | 基準費用額 | 負担限度額（負担いただく日額） 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① 令和8年7月まで | 第3段階① 令和8年8月から | 第3段階② 令和8年7月まで | 第3段階② 令和8年8月から |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 食費【ショートステイの場合】 | | | 1,545円 | 300円【300円】 | 390円【600円】 | 650円【1,000円】 | 680円【1,030円】 | 1,360円【1,300円】 | 1,420円【1,360円】 |
| 居住費 | 多床室 | 特養等 | 915円 | 0円 | 430円 | 430円 | 430円 | 430円 | 530円 |
| | | 老健・医療院(注) | 697円 | 0円 | 430円 | 430円 | 430円 | 430円 | 530円 |
| | | 老健・医療院等 | 437円 | 0円 | 430円 | 430円 | 430円 | 430円 | 430円 |
| | 従来型個室 | 特養等 | 1,231円 | 380円 | 480円 | 880円 | 880円 | 880円 | 980円 |
| | | 老健・医療院等 | 1,728円 | 550円 | 550円 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円 | 1,470円 |
| | ユニット型個室的多床室 | | 1,728円 | 550円 | 550円 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円 | 1,470円 |
| | ユニット型個室 | | 2,066円 | 880円 | 880円 | 1,370円 | 1,370円 | 1,370円 | 1,470円 |

（注）「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室の入所者（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る。）が対象。

## 補足給付の対象となる方

（令和7年度の年金額改定を踏まえ、令和8年8月から、利用者負担段階の基準を見直します。）

| 利用者負担段階 | 補足給付の主な対象者（令和8年8月～）※非課税年金も含む | | 預貯金額（夫婦の場合） |
|---|---|---|---|
| 第1段階 | 生活保護受給者 | | 要件なし |
| | 世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 | | 1,000万円（2,000万円）以下 |
| 第2段階 | 世帯全員が市町村民税非課税 | 年金収入金額(※)＋合計所得金額が 82.65万円 以下 | 650万円（1,650万円）以下 |
| 第3段階① | | 年金収入金額(※)＋合計所得金額が 82.65万円 超～120万円以下 | 550万円（1,550万円）以下 |
| 第3段階② | | 年金収入金額(※)＋合計所得金額が120万円超 | 500万円（1,500万円）以下 |

※　社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業も対象となる場合があります。（事業を実施していない社会福祉法人等もあります。）

**補足給付の対象ではない方**

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
ご自身が居住費の引上げの対象になるかは施設にご確認ください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare